

## 郵送での税証明書等の取り寄せについて

- 税証明書等を郵送で取り寄せる場合は、以下の書類を送付してください。

### 1. 「申請書」に必要事項を記入してください。

- 所得・課税証明書や納税証明書などが必要な場合・・・「所得・課税証明書等交付申請書」
  - 評価額証明書や公課証明書などが必要な場合・・・「固定資産証明等交付申請書」
- ※必ず日中（8：45～17：30）に連絡が取れる電話番号の記入をお願いいたします。

### 2. 「手数料」を同封してください。

- 手数料は証明書1枚につき「**300円**」です。
- ※手数料は、**定額小為替証書**でお釣りのないようお願いします。  
（定額小為替証書は、ゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口にて購入できます。）
- ただし、以下のものは「**無料**」です。
- ・児童**扶養**手当**専用**の所得・課税証明書（通常の所得・課税証明書とは様式が異なります。）
  - ・国民健康保険税納付確認書（申告・年末調整用）
  - ・納税証明書（軽自動車の車検用）
  - ・公課証明書（確定申告用）
- ※**児童手当用**の所得・課税証明書は、児童扶養手当用の所得・課税証明書と異なり**有料**です。  
お間違えのないように、ご注意ください。

### 3. 「返送用封筒」を同封してください。

- 返送用封筒には、申請人の身分証に記載された住所と氏名を記入し、切手を貼って同封してください。
- ・お急ぎの方は、速達料金の切手を貼ってください。
- 【送料目安】 普通 110円（50gまで）  
速達 110円＋300円＝410円（250gまで）

### 4. 申請人の「身分証明書のコピー」を同封してください。（5に該当の場合は不要）

- 住所・氏名・生年月日を確認できる身分証明書のコピーが必要です。
- ・1点確認（例）  
マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、写真付き住基カード
  - ・2点確認（例）  
健康保険証、資格確認書、納税通知書
- ※「2点確認」の身分証明書につきましては、コピーが2点分必要です。
- ※時津町から転出された方は、転出先以降の異動履歴を確認できる身分証明証のコピーが必要です。
- 例1.時津町からA市に転出し、さらにA市からB市に転出した場合：A市とB市の住所を確認できるものがが必要です。
- 例2.時津町からC町△△郷に転出し、さらにC町◆◆郷に転居した場合：C町△△郷とC町◆◆郷の住所を確認できるものがが必要です。

### 5. 申請書に記載した（申請人）と（どなたの証明書が必要ですか）欄が異なる場合のみ、

「委任状」と「申請人の身分証明書のコピー<sup>※1</sup>」を同封してください。

- 委任状：委任者と代理人の住所・氏名の自署と捺印、委任事項の記載が必要です。
  - 申請人の身分証明書のコピー<sup>※1</sup>：住所・氏名・生年月日を確認できる身分証明書のコピーが必要です。
- ※1：必要な身分証明書については、【4.申請人の「身分証明書のコピー」を同封してください。】と同様

|       |                                                                      |
|-------|----------------------------------------------------------------------|
| <送付先> | 〒851-2198<br>長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1<br>時津町役場 税務課<br>TEL：095-882-2211（代表） |
|-------|----------------------------------------------------------------------|